



千八百七十八年十月三日刊行「シヤンシ」ガゼット新聞抄譯

日本貿易銀貨ノ事
洋銀下落ノ事



7
1
1

414
A3484



大正十一年四月
侯爵郵寄贈

和田信郎 譯

聞ハ日本銀貨ノ論者ニ付確偉ノ言ヲ放テ「ジャパン、タイ
 主 張 スル 亦 ノ 主 義 ニ 左 祖 セ リ 即 チ 曰 ク
 嚮ニ日本政府ハ外國貿易上ノ基本タル洋銀ノ不便ヲ除カン
 ト欲シテ一ノ新策ヲ施セリ即チ後前各開港場而已ニ流用ヲ
 許セル貿易銀貨ヲ自今普通ニ流用セシムトノ布令ヲ出シ之
 ヲ以テ祖税ニ充用セシム公私一般受授ノ間其流用ヲ許セリ
 而シテ其銀貨ノ鑄造ヲ奨励セシメンカ為メ造幣局ニ於テ地
 金受領ノ最低額ヲ百「オン」ヨリ五百「オン」ニ減却シ鑄造
 手数料モ亦僅ニ三步ニ改定シ且ツ鑄造貨幣下渡ノ日限二十
 日ナラシメ之ヲ減額シテ十日ト為セリ
 此ノ如キ改正ニ因リ貿易銀貨ノ洋銀ヲ壓倒シテ流通ノ外ニ
 驅逐セシメン下ヲ我輩希望ス、且此改正ヨリ未タ何タル

大正十一年四月

交易ヲ生シタルナキヲ奈何シ蓋シ貿易銀貨ノ性各銀九
銅一ノ割合ニシテ四百二十「デレイン」ヲ含ミ洋銀ハ同性合ニ
シテ四百十六「デレイン」ナリ然ルニ貿易銀貨ハ洋銀ト同價格
ヲ以テ流用スルカ故ニ世人亦殊ラニ鑄造手數料ヲ出シ多量
ノ銀ヲ以テ此貿易銀貨ヲ鑄造セント欲スルモノ蓋シ是レ無
ルベシ故ニ我輩ハ日本政府カ此ノ如ク改正ヲ為セリト望ヒ
更ニ其實蹟ヲアル所ヲ發見スルヲ得ナル而已ナラス却テ東
邦地方ニ於テ更ニ一ノ善良ナル銀貨幣ナカル可ラサルノ勢
アリト認メ得タリ而シテ首トシテ之カ需ニ應セント公言ス
ル者ハ則チ暮リニ英國ノ貿易幣ヲ稱賛シテ止マサル也ト
又「ジャパン・タイムズ」ノ貿易銀貨ヲ論スル左ノ如シ
貿易上ノ本貨タル洋銀ハ竄モ便用ノ置位ヲ占メタルモノニ
シテ日本金貨ノ如キハ嘗テ此

事ニ遭遇シタルナ

而シテ中外物價新報ノ説ク所ニ「日本政府ハ四百二十
「デレイン」ノ貿易銀貨ヲ以テ第三ノ法貨ヲ新定セルカ故廟案
ハ將サニ金貨ノ鑄造ヲ廢停セントスルヘシト云ヘリ是誠ニ
良策ナリト望ヒ尚ホ他ニ本位ヲ異ニセル二種ノ貨幣ヲ存ス
ルヲ以テ該政府ハ未タ各國貿易ノ媒タル洋銀ヲ驅逐セント
スルノ進路ヲ前メタリト敢テ云フヲ得ナル也云々ト
我輩ハ日本政府カ金貨ノ鑄造ヲ廢停セントスルノ得失ニ付敢
テ茲ニ論スルヲ切要トセス唯其貿易銀貨ヲ一般ニ流用セシム
ルヲ以テ果シテ洋銀ヲ驅逐スルノ実功ヲ奏スルヤ否ヤ竊ニ之
ヲ疑フ然リト望ヒ貿易銀貨ノ量目ハ洋銀ヨリ多キカ故ヲ以テ
或ハ支那ニ於テモ如ク幾分ク亦其目的ヲ達スヘシ是ヲ以
テ我輩ハ速ニ其貨幣ノ鑄造ヲ盛行アランヲ希望スルモノ也

「ジャパン」ガゼット記者ニ云

余偶々東京ニ往キ聞ク所ニ拠レハ日本政府ハ先ツ外國為換ノ
辨用ト外品ノ購求トニ供充センカ為メ洋銀ヲ得ント欲シ不
日麥哥斯古ニ米穀ヲ輸出セントスト此事果シテ然ルヤ否ヤ余
得テ確知スヘクラスト蜜氏尚ホ道路ニ流傳スル所ニ拠レハ兼
テ日本ヨリ麥哥斯古及ヒ加福尼亞州ノ諸港ニ派出セル代理者
ハ日本上米ヲ以テ既ニ該地ニ於テ善價ニテ賣買ノ定約ヲ結ヒ
タルカ故差向キ凡ソ二十隻ノ船荷ヲ出サントスト而シテ尚ホ
相繼テ之カ運送ニ從事セハ随テ洋銀ハ日本人民ノ手中ニ至輒
シ大蔵省ヲ始メ諸銀行及ニ商家輩ニ於テ多量ノ洋銀ヲ蔵スル
ニ至リ遂ニ外國相場ノ專權ヲ握取ニ得テ日本人民自カラ其相
場ヲ立ツルヲ得ルニ至ルヘント云フ而シテ又政府及ヒ商家ハ
目下夥多ノ米穀ヲ貯蔵セルカ故此ノ如キ策ヲ施行スルニ充分

ノ肩ム所アル而已ナラス正ナニ本年ノ收穫ト客歲收穫ノ剩餘
 アリテ倉廩^陳々米穀山ヲ成スノ景況ナルカ故ニ今日ニシテ之
 カ輸出ヲ謀ラス後ニ何國ニ留存セムル一アラシムハ到底米
 價ノ下落ヲ招キ市場ニ幾多ノ廢物米ヲ出スニ至ルヘシト云フ
 是ヲ以テ之ヲ觀レハ渺々タル太平洋ヲ超テ代理者ノ出張セル
 ハ已ニ饒多ナル米穀ノ輸出ヲ謀ル所以ニシテ且ツ外國為換ノ
 辦用ト外品ノ購求トニ充用セ^ルカ為メノ資金ヲ熱望スルノ餘
 此ノ如キ一奇策ヲ出レルモノト思考セサルヲ得ス而シテ此
 計策ノ世工ニ漏洩シテ專ラ東京ニ於テ之ヲ流傳セシニ因テ忽
 チ金銀市場ニ影響ヲ起シ先ツ洋銀ノ下落ヲ醸生シ尋テ紙幣ノ
 昂貴ヲ招キタルニ相違ナシト余ハ之ヲ確信ス足下ノ所見果シ
 テ如何ナルヤ伏テ教示ヲ乞フ
 千八百七十八年十月三十日

横濱

ゴシツプ

